

運動方針に関する私の意見

2006.3.9
びんもようたん

今後、どのような法改正・政令改正を求めていくかについて、私個人としての意見をまとめました。

いいアイデアがあっても、法技術的な制約に引っかかることも考えられるため、選択肢は多い方がいいでしょう。そのため、考えられるだけの方法を(突拍子もないものも含めて)リストアップしてみました。

なお、現実的には、二つ以上の組み合わせを取るのが現実的でしょう。問題点が、ビンテージ楽器やレトロゲーム、中古品販売店、リサイクルから消費者保護に至るまで、多岐に渡っているため、一つの方法だけではどうしても無理が生じるからです。

4月1日がタイムリミットではありません。既にタイムリミットは過ぎています。ですから、まず最初は、猶予期限を延長することから始めるべきだと考えます。

猶予期限を延長してもらう

今年4月までとなっている猶予期間を、また数年間延長してもらいます。

(利点) 簡単で、時間稼ぎになる。

延長猶予期間の間に、PSE非対応品の流通量が少なくなり、中古品店への打撃は遥かに少なくなる。

(問題) あくまで一時しのぎ。

ビンテージ楽器・レトロゲームなどに対しては、全く効果はない。

音楽機器・ゲーム機器を品目指定から除外してもらう

「特定電気用品」「特定電気用品以外の電気用品」の品目を指定するリストから、音楽機器・ゲーム機器など、要望の高いものを削除してもらいます。

(利点) 政令上のことなので比較的簡単に追加・除外できる。

(問題) 音楽機器・ゲーム機器以外の機器の所有者・購入希望者を切り捨てることになる。

中古業者への経営打撃緩和の効果は薄い。

電気用品安全という法の趣旨から、なぜ音楽・ゲームだけ特別扱いされるかの理由付けが不十分。

中古品だけではなく、新品音楽機器・ゲーム機器まで、PSE貼付から除外されてしまう。

2001年以前に製造された製品を対象外にする法改正

法改正をして、2001年ないし、製造猶予期間経過以前に製造された(中古)製品を除外してもらいます。

(利点) 常識的な解決方法。

(問題) 法に不適合な新品在庫が中古市場に流れ、法に抜け道を作ることになりかねない。

製造年が確認できない製品を切り捨てることになる。

〒マークやSマークをPSE同等のものとして読み替える

旧法上の〒マークや、任意に付されていたSマークがついていれば、中古販売に限り、読み替えを認めます。

(利点) 常識的な解決方法。特に、旧甲種製品については、全く問題が生じない。

うまくやれば、一般の(優良な)中古品店には打撃はほぼゼロ。

(問題) 戦後初期までの、大昔のアンティーク家電製品を一部切り捨てることになる。

昭和43年以前には乙種のマーク貼付はなかったため、それらの製品を切り捨てることになる。

Sマークは現在も付されており、Sマークの読み替えを認めると、混乱を生ずる恐れがある。

また、Sマークの読み替えを認めないと、平成7年以降の乙種製品が全て切り捨てられる。

27条2項(大臣の承認を受けたとき)を柔軟に解釈する

大臣の承認を受けた場合に、例外的に売買できる条項があります。現在では、「日本国内の消費者に渡らない場合」

を解釈基準としていますが、それを柔軟に解釈して、中古品でも大臣の承認を受ければ売買できるようにします。

(利点) 運用基準の作り変えで済むので、非常に楽。
本格的な制度改正までの、時間稼ぎの手段にもなる。

(問題) 「日本国内の消費者にわたらない場合」の要件を広げてしまうのは、法のねじまげではないか。

中古製品に対して簡易な検査でPSE同等マークを貼付できる何らかの制度を作る

中古製品に対して簡易な検査でPSEと同等のマークを貼付できる何らかの制度を作ります。

(利点) 常識的な上、法に抜け道が生じない。

(問題) 制度設計から始めなければならない。

事故が起こったときの責任の所在に関して詰めが必要。

検査や、責任の賠償に関して、零細事業者にとって負担となる恐れもある。

簡易な手続きでPSE不適合品に個別の売買許可が降りるようにする

PSE不適合品を中古売買する際に、どこかの部局に簡易な手続きをすれば、個別に売買許可が降りるようにします。

(利点) あらゆる電気製品が、確実に売買できるようになる。

(問題) 法改正が必要。

売買が煩雑になり、時間がかかってしまう。行政側・消費者側・店側のいずれにとっても、負担が大きい。

制度設計を間違えば、危険な製品が出回ることにつながりかねない。

免許証をとればPSE不適合品を購入できるようにする

PSE不適合品を購入するための「電気用品消費者免許証」を作ります。簡単な講習か試験で発行。購入時に店側へ呈示。新たな試験を作らなくても、電気関係の何らかの試験に合格した者を、購入資格者としてもいいでしょう。

(利点) 同時に、消費者啓発もできる。

どうしても購入したい人は、あらゆる電気製品を確実に売買できる。

(問題) 新しい試験制度を作るのは大変。

一般消費者には手が届きづらく、また、中古流通は格段に阻害される。

消費者側で対応できないほどの、安全性に問題のある製品も売買できてしまう可能性がある。

万一のときに、消費者側に責任が負わせられる可能性がある。

現行制度では、製品が免許保有者から、非保有者に譲渡されるおそれがある。

消費者の「自己責任」に任せる (私はこの案には反対です)

2001年以前製造のPSE規格不相当品には、販売時に表示を行わせ、消費者の「自己責任」で購入させます。

(利点) 個人の自由を尊重するという観点からは最高の解決策。

(問題) 一歩間違えば、危険な電気製品が氾濫することになりかねない。

日本人の法感覚としては、火災は個人の問題ではなく、延焼を受ける社会全体の問題であり、そもそも「自己責任」の範疇に入らない。また、本来、規制で対処すべきものに対して、「自己責任」の概念を導入するのは、政府の責任放棄であり、あまりにも乱暴。

電気用品安全法から電気用品取締法に戻す (私はこの案には反対です)

電気用品安全法という枠組みそのものに異議を唱え、取締法に回帰させることを主張します。

(利点) 政府の関与が高くなり、製品の安全性担保に有効。

(問題) 国際的な枠組みから取り残されてしまう。

法が制定・施行されてしまった今、旧法に戻すのはあまりにも非現実的。